

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領

1. I C T 活用工事

1-1 山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の適用について

I C T 活用工事の施工にあたっては、本実施要領及び山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領（各工種編）、国土交通省が定める要領関係等に基づいて行うものとする。要領の記載内容の優先は、本実施要領、県実施要領（各工種編）、国土交通省が定める要領関係等（令和 8 年 4 月）の順とする。

1-2 概要

I C T 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。また、次の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを基本とするが、詳細は県実施要領（各工種編）によるものとする（表-1）。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

県実施要領 （各工種編）	国実施要領	①	②	③	④	⑤
土工	土工	○	○	○	○	○
導入型 （全面活用型）	導入型 （全面活用型）	従来手法 （選択）	○	○	○	○
導入型 （ステップアップ型）	導入型 （ステップアップ型）	○	該当なし	○	○	○
導入型 （ファーストステップ型）	導入型 （ファーストステップ型）	○	該当なし	該当なし	○	○
作業土工 （床掘工）	作業土工 （床掘工）	従来手法 （選択）	○	○	該当なし	○
付帯構造物 設置工	付帯構造物 設置工	○	○	該当なし	○	○
法面工	法面工	○	○	該当なし	○	○
擁壁工	擁壁工	○	○	該当なし	○	○
地盤改良工	地盤改良工	○	○	○	○	○
基礎工	基礎工	○	○	該当なし	○	○
河川浚渫	河川浚渫	○	○	○	○	○
舗装工	舗装工	○	○	○	○	○
舗装工 （修繕工）	舗装工 （修繕工）	○	○	○	○	○
構造物工 （橋梁上部）	構造物工 （橋梁上部）	該当なし	○	該当なし	○	○

県実施要領 (各工種編)	国実施要領	①	②	③	④	⑤
構造物工 (橋脚・橋台)	構造物工 (橋脚・橋台)	○	○	該当なし	○	○
コンクリート えん堤工	コンクリート えん堤工	○	○	該当なし	○	○

《表－１ 実施要領における施工プロセス各段階の扱い》

１－３ ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、山形県県土整備部が発注する工事のうち、営繕工事を除くすべての工事を対象とすることを原則とし、対象工種は県実施要領各工種編「２．ICT活用工事の対象工事」（１）対象工種に該当する工事とする。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

１－４ ICT活用工事の発注方式

ICT活用工事の発注は以下によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機械の普及状況等を勘案し決定する。

発注時には想定する県実施要領名を記載するが、実際に適用する実施要領については、受注後の協議において決定するものとする。

（１）発注者指定型

県実施要領	国実施要領	要件
土工	土工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ土工数量 5,000m ³ 以上」を目安として発注者が設定した工事に適用する。
舗装工	舗装工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ路盤工 3,000m ² 以上」を含む舗装工を目安として、発注者が設定した工事に適用する。

（２）施工者希望型

県実施要領	国実施要領	要件
土工	土工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ土工数量 1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満または１億円未満かつ土工数量 1,000m ³ 以上」を目安として発注者が設定した工事に適用する。
導入型	導入型	１－３かつ土工数量が 1,000m ³ 未満に該当する場合に適用する。
作業土工 (床掘工)	作業土工 (床掘工)	１－３に該当する場合に適用する。
付帯構造物 設置工	付帯構造物 設置工	１－３に該当する場合に適用する。
法面工	法面工	１－３に該当する場合に適用する。
擁壁工	擁壁工	１－３に該当する場合に適用する。
地盤改良工	地盤改良工	１－３に該当する場合に適用する。

県実施要領	国実施要領	要件
基礎工	基礎工	1－3に該当する場合に適用する。
河川浚渫	河川浚渫	1－3に該当する場合に適用する。
舗装工	舗装工	1－3かつ「設計金額（消費税を含む）1億円以上かつ路盤工3,000m ² 以上」を含む舗装工を目安として、発注者が設定した工事に適用する。
舗装工 （修繕工）	舗装工 （修繕工）	1－3に該当する場合に適用する。
構造物工 （橋梁上部）	構造物工 （橋梁上部）	1－3に該当する場合に適用する。
構造物工 （橋脚・橋台）	構造物工 （橋脚・橋台）	1－3に該当する場合に適用する。
コンクリート えん堤工	コンクリート えん堤工	1－3に該当する場合に適用する。

※その他

I C T活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、I C T活用工事として事後設定できるものとし、I C T活用工事設定した後は、施工者希望型と同様の扱いとする。

2. I C T活用工事実施の推進のための措置

2－1 I C T活用工事の発注方式

工事の内容やI C T活用施工の普及状況を踏まえ、適宜、I C T活用施工の計画について総合評価において加点する工事（施工者希望型）を設定するものとする。

2－2 工事成績評価における措置

発注方式に関わらず、I C T活用施工を実施した場合、または起工測量から電子納品まで（1－2①～⑤）のいずれかの段階でI C Tを活用した場合（以下、「部分活用」と呼ぶ。）においては、「建設工事成績評価における留意事項」等に基づき、適正に評価するものとする。

ただし、①起工測量または⑤データ納品のプロセスのみ実施した場合は、部分活用の対象としない。

なお、I C T活用工事において、起工測量から電子納品まで（1－2①～⑤）のいずれの段階でもI C Tを活用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の（1）～（2）を標準として減点を行うものとする。また、I C T活用施工を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

（1）発注者指定型

受注者の責によりI C T活用施工（1－2①～⑤の全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。

（2）施工者希望型

総合評価落札方式による落札者決定時に、受注者からの申請に基づきI C T活用を行うことで評価を行っているため、受注者の責により実施されなかったと判

断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。

なお、成績の減点は3点を標準とする。

ただし、次の1)～3)についてはICT活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。

- 1) 起工測量において、前工事での3次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量
- 2) 施工現場の環境条件により、1－2③ICT建設機械による施工が困難となる場合の従来型建設機械による施工
- 3) 冬季の降雪・積雪によって面管理が実施できない場合等の断面及び変化点の計測による出来形管理及び降雪・積雪による施工後の現況計測未実施

3. ICT活用工事の導入における留意点

3－1 工事費の積算

発注者は国実施要領に基づき積算を実施するものとし、土木工事標準積算基準書については土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）（山形県県土整備部）と読み替えるものとする。

なお、1－2③ICT建設機械による施工に関する費用については、原則、国積算要領によるものとするが、要領に定めのない機械等の使用を予定している場合、受注後の協議までに見積書を提出すること。県で単価調査等を行い、設計変更で計上出来る費用を決定する為、必ず実施前に協議し、受発注者合意の上、施工すること。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について必要に応じ見積書の提出を求め、受発注者協議の上で設計変更を行う。

部分活用の場合、積算要領に基づき費用を計上できるプロセスごとの見積りを徴取の上、設計変更の対象とするが、以下の場合には費用を計上しない。

- ・①3次元起工測量のみ
- ・①3次元起工測量及び⑤3次元データ納品

3－2 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を随時実施するものとする。

4. ICT活用工事における適用（用語の定義について）

4－1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日以後に施行伺を行う工事から適用する。